

日本風力サービス株式会社「(仮称) 出水水俣ウィンドファーム事業に係る環境影響
評価方法書」に対する勧告について

令和3年8月11日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 出水水俣ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書について、日本風力サービス株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、鹿児島県知事及び熊本県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：鹿児島県出水市、熊本県水俣市
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大68,400kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 2年 7月13日
環境大臣意見受理	令和 2年 9月18日
経済産業大臣意見発出	令和 2年10月 7日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 3年 2月 1日
住民意見の概要等受理	令和 3年 4月27日
熊本県知事意見受理	令和 3年 7月28日
鹿児島県知事意見受理	令和 3年 7月29日
経済産業大臣勧告発出	令和 3年 8月11日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤
電話03-3501-1742（直通）

日本風力サービス株式会社「(仮称) 出水水俣ウインドファーム事業に係る
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業計画では、風力発電設備及び附帯設備（以下、「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模に係る具体的な事業計画が明らかになっていないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 本事業の実施により、土砂・濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向と土捨て場や道路工事に係る雨水排水対策を踏まえ、濁水の影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域及びその周辺は、天然記念物のヤマネをはじめ重要な動植物の生息・生育地となっている可能性があることから、これらに対する調査を実施する際には、定量性が確保されるように適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 風力発電設備等の設置に伴う森林伐採により、哺乳類等の動物の行動、生息地の利用状況の変化や植生の変化等による影響が考えられるため、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(鹿児島県知事及び熊本県知事からの意見書の写しを添付)